

私立大学研究ブランディング事業

2016年度の進捗状況

学校法人番号	131050	学校法人名			
大学名	中央大学				
事業名	アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究				
申請タイプ	タイプB	支援期間	5年	収容定員	22108人
参画組織	研究推進支援本部				
事業概要	<p>本プロジェクトの目的は、アジア・太平洋地域が、世界最大の経済発展セクターでありながら異なる法文化伝統が認められる地域であることに着目し、この地域の法秩序の多様性自体を解明し、協調的に併存させ、コンバージェンス(統合止揚)する方法を提言することである。本学は、プロジェクトの成果である比較法事情データベースを用い、この研究領域において、日本・アジア・世界の法情報センターとして貢献することを目指す。</p>				
①事業目的	<p>本研究では、アジア太平洋地域を対象として、この地域における法秩序の多様性自体を解明し、多様性の存在を前提として、いずれかの法秩序を優越的なものとして「押しつける」のではなく、また逆に各国国内法による多文化・他法システムを無視した孤立主義的アプローチをとるのでもなく、多様性を協調的に併存させ、統合止揚(コンバージェンス)する方法を研究し、実務に反映させることを目的とする。</p> <p>具体的には、実定法のみならず、その背後あるいは前提にある、宗教、文化、言語、政治体制、経済力、新しい科学技術等の条件を含め、この地域の有力な研究者と連携した国際共同研究として、3つの方向から研究を進める。(第1:法秩序の多様性を調査・解明する研究、第2:それを可視的に比較検討する基盤としての「比較法事情データベース」の構築、第3:両者を前提とした、コンバージェンスの方策そのものの研究)。なお、法の多様性を具体的に検討するため、本研究では、現在実務的なニーズが極めて高い次の3つ、(a)国際契約(国際取引)、(b)データプライバシー、(c)紛争解決の各論的領域を検討するものとし、かつ、世界2大法系たる欧州大陸法とイギリス法が継受され、伝統的文化と交錯しているところにアジア太平洋地域の法多様性の特徴があることから、大陸法系の日本、大韓民国及びタイ、イギリス法系の香港、オーストラリア及びシンガポールを対象法域とする。</p> <p>また、本研究が、中央大学の研究ブランドの国際的通用性を高め、もって日本の私立大学の研究ブランディングに資するために、本事業では、アウトリーチ活動として次のような取り組みを行う。本事業支援期間中においては、①本学ウェブサイト(マスメディアとの提携サイトを含む。)を通じた逐次の研究状況発信を日本語のみならず英語で行うこと、②海外研究協力者との研究会・シンポジウム等を公開で行い、本研究への関心を高めること、③本研究の成果である「比較法事情データベース」について、早い段階で研究者や法実務家等のステークホルダーに対するテスト公開を行い評価を得ること、④共同研究参加者による論文を日本比較法研究所「比較法雑誌」に継続的に掲載すること、⑤有力な法律家を外部評価者として迎えることにより、国際的に本研究を発信すること、等を行う。また、将来的には、「比較法事情データベース」に法域の追加、各論的課題の追加、情報の安定的更新を続けることによって、本学が、この領域において、日本のみならずアジア・世界の情報センターとして貢献する基盤となること、他方で、本学のもつ強力な国内外及び研究者と実務家をつなぐネットワークを活用し、将来的に、大学として取り組むべき各論的課題を設定して、さらなる国際共同研究を行う。</p>				
②2016年度の実施目標及び実施計画	<p>1 実施目標</p> <p>6対象地域・3各論課題について、比較項目を設定するための研究体制を整備し、比較項目設定の前提となる基礎研究を行う。具体的には以下の2点である。</p> <p>(1)国際取引法、データプライバシー及び紛争解決の3課題について、アジア太平洋法域における法の多様性把握のためにどのような項目に着目して比較を行うべきかの洗い出しを行う。</p> <p>(2)日本、香港、シンガポール、オーストラリア、韓国及びタイについて、その基底法文化の研究を行うために必要な要素の検討を行う。</p> <p>2 実施計画</p> <p>具体的な実施計画については、2017年1月17日開催のキックオフ・ミーティングを経て、次のような自己点検評価のための3つの指標の形で再設定した。</p> <p>(1)6つの対象地域(日本、大韓民国、タイ、香港、シンガポール及びオーストラリア)の有力な法学研究若しくは実務機関又はそれらに属する者と直接交渉を行い、3課題及び基底法文化研究に係る基本調査研究項目の設定について意見を得られる体制が構築できているか。</p>				

<p>②2016年度の実施目標及び実施計画</p>	<p>(2) 国際取引法、データプライバシー及び紛争解決の「3課題」について、各10項目程度の最も重要と考えられる比較の視点を抽出し、それについて、海外パートナー研究者及び外部評価委員に意見を求めているか(量的指標及び質的指標)</p> <p>(3) 基底法文化研究の最初に取り組むべき課題又は視点一つ以上を抽出し、それについて、海外パートナー研究者及び外部評価委員に意見を求めているか(量的指標及び質的指標)</p> <p>なお、この指標に照らして行った自己点検評価及び外部評価者からのコメントに基づき、本プロジェクト全体調整チームは、2017年度の事業計画の策定(詳細化)を行うものとする。</p> <p>3 アウトリーチ計画</p> <p>平成28年度はまず大学のホームページ内に当該研究ブランディング事業の専用ページを構築する。採択に至る段階から、順次研究者の声をアップしていくとともに、事業計画書の英訳をおこなう。専用ページの充実を図ることとする。</p>
<p>③2016年度の事業成果</p>	<p>1 研究代表者及び本共同研究の「全体調整グループ」に属する研究者が中心となり、国際共同研究体制の構築のための活動を行い、次のようなネットワーク形成を行った。</p> <p>(1) 外部評価委員の決定</p> <p>4名より外部評価委員となる了承を得た(詳細については「別添資料1」を参照のこと)。</p> <p>(2) 2016年度～17年度に3課題及び基盤研究の基本調査研究項目策定に協力を得る海外研究者・機関の決定</p> <p>【研究者】Professor Lee Kyeong-Ju, Inha University Law School (Korea), Professor Kim Chadon, Hanyang University Law School (Korea), Professor Kim Byoung Youn, Konkuk University (Korea), Professor Tsche T Jun, Kunghee University (Korea), Professor Chen Lei, City University of Hong Kong, gapore Management University,【研究機関】National University of Singapore, Melbourne University Asian Law Centre (Australia), Australian National University, German-South Asian Center of Excellence for Public Policy and Good Governance(CPG), Thammasat University (Thailand)</p> <p>2 「3課題」について各10の基本調査研究項目案(質問票原案。別添資料2参照。)を策定し、外部評価者及び海外研究者・機関への検討要請を行った。</p> <p>3 研究会等を通じて、本研究プロジェクトの理念を共有するための活動を行った。2017年に香港大学で開催され、本研究に係る日・韓・香港(中国)の研究協力者の多くも参加した法学教育・研究シンポジウムにおいて、研究代表者・佐藤が、事例として懲罰的損害賠償金制度を用いて法多様性とコンバージェンスのあり方研究の必要性を論じ、多くの参加者から賛同を得た。(詳細については「別添資料3」参照)</p> <p>また当該事業年度の成果については、上記②中「2 事業計画」に示した(1)から(3)を評価指標として自己点検評価を行い、かつ、その妥当性について外部評価者の審査を受けた。なお、(1)から(3)を評価資料とするに際しては、本学の「研究プログラム等対応全学検討会議」に意見を求め、その意見に基づいた修正・調整を行った。</p> <p>4 アウトリーチ活動については、概ね計画通りに進んでいる。すなわち①大学ホームページでの研究概要の説明、②キックオフミーティングの様子(学長および副学長が参加、全学における研究への位置づけを全参画メンバーで共有した)、③事業計画書の英訳を行った、④大学広報室が手掛けている広報媒体である「Chuo Online」において当該プロジェクトの連載を持つこととなった。</p>
<p>④2016年度の自己点検・評価及び外部評価の結果</p>	<p>(自己点検・評価)</p> <p>上記②記載の3視点に照らして、いずれも「優」(秀・優・良・可・不可の5段階評価)と評価した。その理由は次のとおりである。</p> <p>(1) 基本調査研究項目策定への協力を求める海外研究者・機関との交渉の過程で、本研究への協力方法として、個人的対応、組織代表研究者対応、組織対応等複数の選択肢があり得る。いずれが適切かは、調査研究項目に係る「質問票原案の詳細検討」という最初の共同研究を経て行うこととなった。この結果、2016年度において海外5地域全体について、当初の研究活動に係る海外共同研究者を得られたが、2017年度以降の協力体制については、改めて協議検討する余地が残されていることから「優」と評価する。</p> <p>(2) 複数の海外共同研究者・機関は、この比較の視点を示す「質問票原案」を詳細に検討したいとしていることから、2016年度末を超えてなお意見が寄せられることとなっている。研究全体には遅れは生じない。かつ、一つの法域について複数の意見を得られることによって、研究成果の質の向上に資するものであるので「優」と評価する。</p> <p>(3) この指標についても(2)に同じ。なお、基盤研究に係る最初の視点は「それぞれの法域において、法の継受(他国の法制度を採用すること)がどのようになされていると自己認識しているか」という視点である。ここでは、このような「自己認識」と他法域から見た法の継受の形を比較することにより、法の多様性把握に新たな視点を持ち込むことが期待されている。</p> <p>(外部評価)</p> <p>外部評価委員より、評価基準、事業報告及び自己点検評価について、概ね妥当であるとの評価を得た(詳細は、「別添資料4」)。ただし、3つの各論テーマのうち「国際取引法」については、その領域が広すぎるので、特定・縮小すべきとの提案がなされた。この点については、2017年度事業計画に反映することとした。</p>
<p>⑤2016年度の補助金の使用状況</p>	<p>URA人件費、旅費、会議費</p>